

平成 24 年度

事業計画及び収支予算書

一般財団法人市民救助員ネットワーク

平成 24 年度事業計画書及び収支予算書

(自 平成 24 年 7 月 24 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

[基本方針]

平成 24 年 7 月 24 日に財団登記を終え、一般財団として発足しました。当財団の目的は、定款にも記述しているように、「市民救助員制度」を創出して「市民救助員資格者」100 万人からなるネットワーク構築をめざして、市民がより快適で安心な生活を営むために、互いに支えあう仕組みづくりを確立することです。

この目的を達成するために、次の事業を行います。

1. 市民救助員を養成するカリキュラムを含めた教育システムの開発
2. 市民救助員養成の教育機関として教育センターを全国各地に設置、整備
3. 市民救助員養成を実施する指導員の養成
4. 指導員による市民救助員養成教育の実施と管理
5. 市民救助員資格者の認定制度の確立と認定
6. 地域の市民、商店会、団体、官公庁、企業を対象とした各種講習会の開催
7. 国内外における関係諸団体との交流、協力活動
8. 市民救助員ネットワークの構築とその運営管理

この活動によって形成される「市民救助員有資格者ネットワーク」においては、財団が掲げる「市民救助員憲章」に基づき、緊急時はもとより、市民がより快適で安心な生活を営むために、地域社会に根ざした日常的な活動を実施していきます。

(一般会計)

基本財産の運用については、財団設立間もないこともあり厳しい状況にあり、当面の運営方針は、財政基盤を圧迫することのないように、資材調達の見極め等に留意して行います。従って、諸経費の十分な検討、日常業務の簡素化に努め、事業の実施にあたっては内外の協力を得て、財政基盤の許容範囲内での実施を基本とします。

同時に、財団の財政基盤となる、全国教育センターの参加校に対する広報普及活動を最重要課題と設定します。

(特別会計)

中央官公庁、地方自治体及び財団法人日本財団を始めとする各団体等の助成金事業公募への応募、参加を積極的に進めます。

(一般会計事業概略)

1. 市民救助員指導員養成事業 2,115 千円
指導書の作成費として 284 千円を計上する。
市民救助員初級コース指導者養成のカリキュラムに基づいて指導書を制作。
指導員研修会経費として 1,831 千円を計上する。
指導書と当財団が準備した専用の教具器材を用いた市民救助員講座を実施できる指導員を養成するための研修会を、本年 9 月 21 日から 3 日間(第一期第一回)、11 月 30 日から 3 日間の予定で実施。
2. 全国教育センターの設置および整備事業 3,455 千円
協賛企業の協力を得て、第 1 期教育センター(目標全国 30 拠点)の設置を目指し、広報普及活動を実施。
設置の決定した教育センターにおいて使用する教具器材として、訓練用蘇生人形、AED トレーナーを講習生 2 人に 1 組の割合で整備する経費として、2,855 千円を計上する。
全国教育センターにおける市民救助員初級コースの講習がスタート後、各地教育センターでの講習及び資格認定効果測定の実施状況を把握するために、適宜訪問調査を実施する経費として 600 千円を計上する。
3. 市民救助員初級コース講習事業 6,850 千円
全国各地教育センターにおいて、市民救助員初級コースの講習会を実施する。
講習で使用する初級コース講習教本を作成する経費として、1,600 千円計上する。また講習時に使用する三角巾他の教材の整備費として 5,250 千円計上する。
4. 市民救助員資格認定事業 4,740 千円
各地教育センターでの市民救助員初級コースの講習を経て、初級資格認定効果測定の結果の有資格者を一般財団法人市民救助員ネットワークとして認定する。
資格認定書、認定カード、缶バッジ等を発行し、有資格者個々人に郵送。
5. 教育センター支援広報普及活動及び第 2 期教育センターの設置事業 1,031 千円
教育センター支援のため、ポスター、リーフレットを作成。
地域における行政、商工会議所等への働きかけを地元教育センターと共に実施。また、来期事業年度目標である教育センター 60 拠点設置及び環境整備に向けての広報普及活動を実施。
6. 市民救助員上級コースカリキュラムの確定と教本、指導書の作成事業 50 千円
来期の市民救助員上級コース開設に向け、交通事故対策、防災対策、救助者へのメンタルヘルス等の講習内容を加味したカリキュラムとそれに基づく教本、指導書の作成を進める。
7. 市民救助員上級コース、及び初級コース指導員研修会事業
来期開設予定の市民救助員上級コース対象の指導員研修、及び第二期教育センターの初級コース指導員研修会の実施準備を進める。

(特別会計事業概略)

1. 受託・助成金事業 100 千円

中央官公庁、地方自治体及び財団法人日本財団を始めとする各団体等の受託事業、助成金事業公募への積極的応募参加。受託に至る経費を計上するが、事業を受託した場合は、所要経費等は受託事業費で精算。